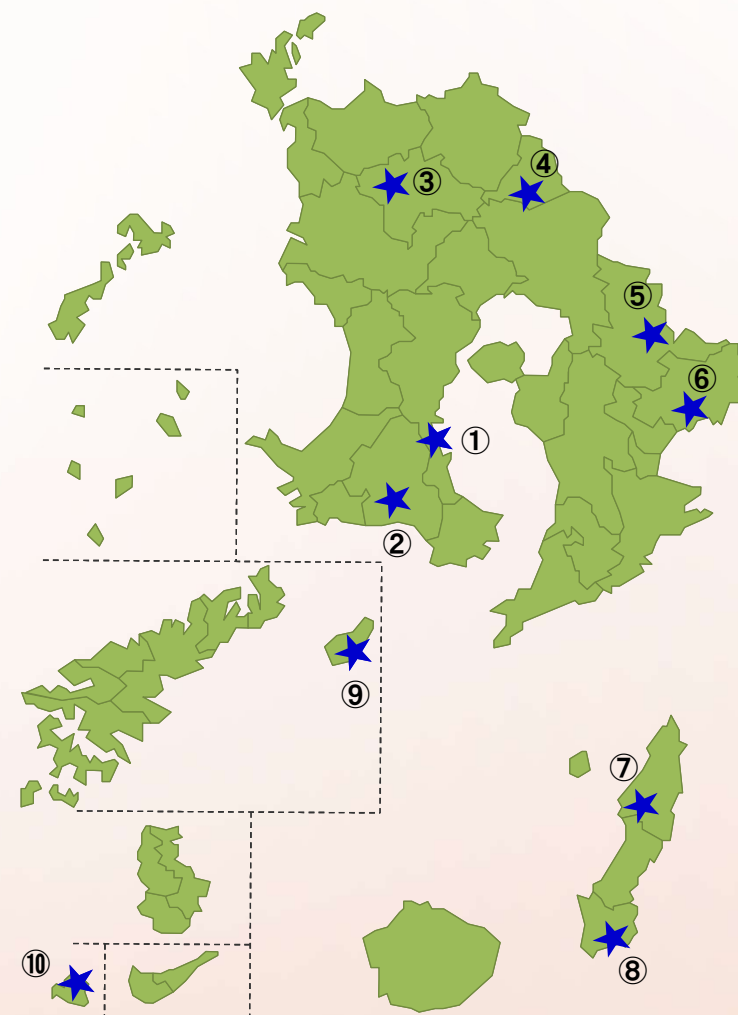




令和5年度 農地中間管理事業活用

優良事例集



令和6年3月



公益財団法人鹿児島県地域振興公社
(鹿児島県農地バンク)

目次

地区名		取組	特徴		
① 鹿児島市 喜入瀬々串地区	 	先行モデル地区に選定し、いち早く地域計画の策定に着手	地域計画	都市近郊型農業	
② 南九州市顚娃町 松永地区	 	担い手を呼び込むための、地域主体の農地耕作条件改善事業への取組	地元リーダー	団体営基盤整備事業	
③ 薩摩郡さつま町 柊野地区	 	農地バンクを活用した事業導入により、農地貸借のさらなる推進と持続を図る	機構関連整備事業	町バンク推進員	農業委員会
④ 姶良郡湧水町 竹田地区	 	農業委員・推進委員と事業担当者の協力で中山間地の農地集積を実現	農業委員会	中山間	やみ小作解消
⑤ 曾於市末吉町 岩崎地区	 	県下第1号となる遊休農地解消緊急対策事業を活用し、遊休農地を解消	遊休農地解消		
⑥ 志布志市有明町 野井倉飯山地区	 	農地法に基づく所有者不明農地制度を活用し、遊休農地を解消へ	所有者不明農地	遊休農地解消	農業委員会
⑦ 西之表市 住吉地区	 	市バンク推進員と農業委員の連携プレーでやみ小作解消と集積協力金獲得	市バンク推進員	農業委員会	やみ小作解消
⑧ 熊毛郡南種子町 茎永地区	 	農地バンクを活用した農地集積を促進し、農家負担なしの基盤整備を実現	県営基盤整備事業	農業委員会	土地改良区
⑨ 大島郡喜界町 旧阿伝小校区	 	住民主体で合意形成を図り、県内で最も早く地域計画を策定	地域計画	農業委員会	
⑩ 大島郡与論町 那間地区	 	町内他地区の先行事例の紹介により農地中間管理事業の理解促進を図る	県営基盤整備事業	町バンク推進員	農業委員会
農地中間管理事業活用者（担い手）からの“感謝のメッセージ”					

① 鹿児島市喜入瀬々串地区

地域計画

都市近郊
型農業

先行モデル地区に選定し、いち早く地域計画の策定に着手

取組のポイント

- ✓ 担い手6名があり、露地野菜主体で集約が進みやすい地域であることから、将来に向けて集積・集約を進めるために国の「地域計画先行モデル地区」に選定し、積極的に地域計画の策定に取り組んだ。

地区の概要

- ・ 市南部に位置する51.7haの畑地帯で、市場に近い有利性を活かし、だいこん、オクラ、スイートコーン、トレビス等の露地野菜を栽培している。
- ・ 北部は基盤整備が完了し、耕作条件は改善され、担い手6名を中心に営農が行われているが、その他の地域は、宅地化等が進み、担い手がいない状況である。

取組の内容

- 令和4年度に地域計画先行モデル地区に選定し、令和5年3月に最初の話し合い活動を実施
- 令和5年3～9月に出し手・受け手の意向把握と、経営状況等の聞き取り調査を行い、現況地図を作成
- 10月に現況地図・目標地図素案を基に、10年後の地域農業に関して協議の場で検討を行い、協議内容を市HPで公表(担い手への集積目標 45.8%)
- 12月に関係機関との協議・意見聴取を実施し、令和6年3月に公告・縦覧を経て、地域計画を策定予定



瀬々串地区

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

鹿児島市農政総務課・喜入農林事務所

- 地域計画の進行管理
- 協議の場の運営
- 地域計画の策定

農業委員会

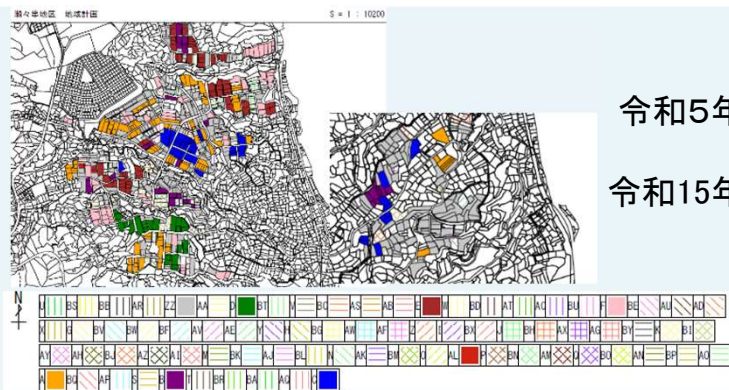
- 申請書類受付・契約手続
総括
- 協議の場への参加

喜入瀬々串地区の農業者

- 将来の地域農業の議論

連携
情報共有

取組の成果



担い手の契約状況



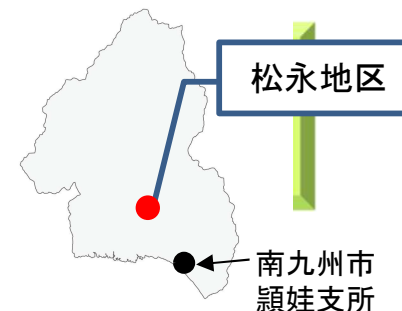
担い手への集積



② 南九州市顚娃町松永地区

地元
リーダー団体営基盤
整備事業

担い手呼び込むための、地域主体の農地耕作条件改善事業への取組



取組のポイント

- ✓ 地元リーダーが強いリーダーシップを発揮して、話し合いを活発に行った。
- ✓ 道路を改良して、農作物の品質維持や作業効率向上を図り、担い手への集積を進めている。

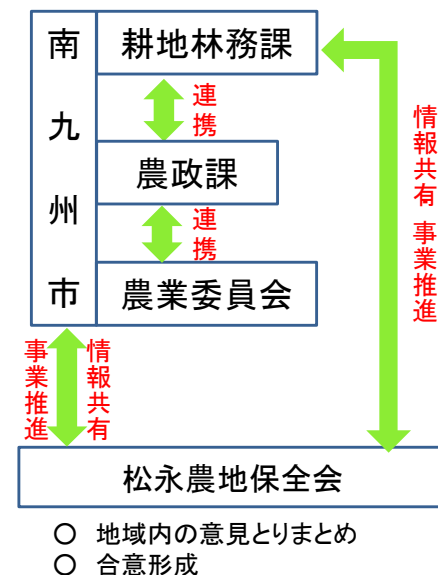
地区の概要

- ・ 南九州市南部、顚娃地区の平地に位置する23haの畑地帯で、茶やさつまいも、露地野菜が栽培されている。
- ・ 1区画当たりの平均面積は30aであるが、道路が未舗装で維持管理に労力を要するとともに、大型機械の利活用や生産物(特に露地野菜類)の搬出に支障が生じている。

取組の内容

- ① 多面的機能支払交付金活動に取り組んでいる農地保全会が中心となって、平成31年から事業の合意形成を図るとともに、農地集積の話し合いを進め、地元の農業法人N(主要品目は青果用さつまいも)と協力しながら、集積を推進していった。
- ② 令和2年に工事着手、5年に完成した。完成と同時に本格的な農地集積に取り組んでいる。
- ③ 農道整備により、維持管理の経費や労力の削減、農作物の品質維持が実現した。
- ④ 令和5年から松永第二地区でも新たに事業が開始され、地区全体での集積率向上を図る。

関係機関の取組



取組の成果

現況図(R2)



事業計画図(R7)



	担い手への 集積面積	集積率
現況 (R2年)	0.78ha	0.34%
整備後計画 (R7年目標)	3.4ha	14.6%

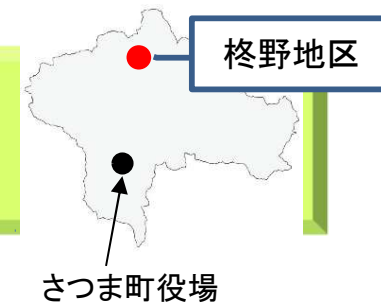
③ 薩摩郡さつま町柵野地区

機構関連
整備事業

町バンク
推進員

農業
委員会

農地バンクを活用した事業導入により、農地貸借のさらなる推進と持続を図る



取組のポイント

- ✓ 地域集積協力金や機構関連農地整備事業・水利施設高度化事業など農地集積とセットで取り組んだことで、農地保全の必要性への理解が進み、その後の再契約と新規契約に繋がった。
- ✓ 人・農地プランの話し合い母体である「柵野地区の農業を考える会」が有効に機能した。

地区の概要

- ・ さつま町役場の北西20kmの紫尾山麓に位置し、2集落で約70戸の純農村地帯である。
- ・ 地区では水稻を中心に飼料作物・早掘たけのこ・しいたけが栽培され、近年は高収益作物としてさといもの栽培が増えつつある。
- ・ 毎年「ひがん花まつり」を開催するなど地域のまとまりが強く、担い手農家は15戸いるものの、高齢化が進み将来の農地維持には不安がある。

取組の内容

- ① 平成28と29年に地域集積協力金事業、平成30年に機構関連農地整備事業と水利施設等保全高度化事業の導入決定など農地集積と関係事業をセットで取り組んだ。
- ② 農地貸借は町バンク推進員が訪問活動を行い、各種事業の導入検討は「柵野地区の農業を考える会」の話し合い機能を有効に活用した。また、農業委員・最適化推進委員の積極的協力もあった。
- ③ 関係機関の指導のもと高収益作物に選定したさといもは、平成30年(1人:10a)から令和5年には7名で1.1haの作付けとなり、令和3年度に「柵野区さといも栽培部会」が設立された。
- ④ 平成30年までの各種事業取組後は、契約期間が満了した農家や未契約農家へ町バンク推進員が訪問活動を行い、また地元の話し合い活動を後押しすることで再契約と新規契約を推進した。

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

柵野区水田営農協議会
(事務局:役場担い手育成支援室)
各関係機関

農政施策の提案・推進

柵野地区の農業
を考える会

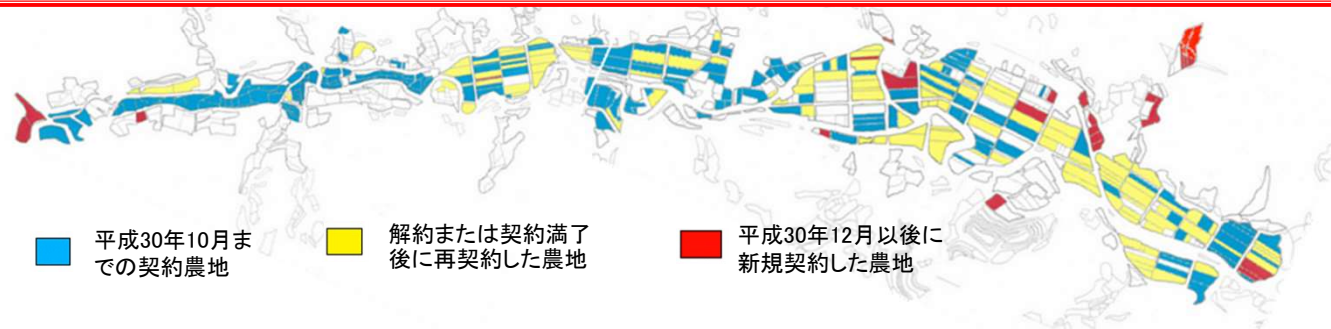
さといも
栽培部会

推進活動

柵野地区の農家

- 町バンク推進員の訪問活動による農地集積のさらなる推進
- 農業委員・最適化推進委員の協力

取組の成果



あ い ら ぐ ん ゆ う す い ち ょ う た け だ
④ 始良郡湧水町竹田地区

農業
委員会

中山間

やみ小作
解消

湧水町役場

竹田地区

農業委員・推進委員と事業担当者の協力で中山間地の農地集積を実現

取組のポイント

- ✓ 利用権設定の相談を契機に、農地バンク事業担当者が地域集積協力金事業をPR
- ✓ 地元農業委員・推進委員も地域の農家に積極的に働きかけ、事業への理解と契約の同意を得るなど事業を推進

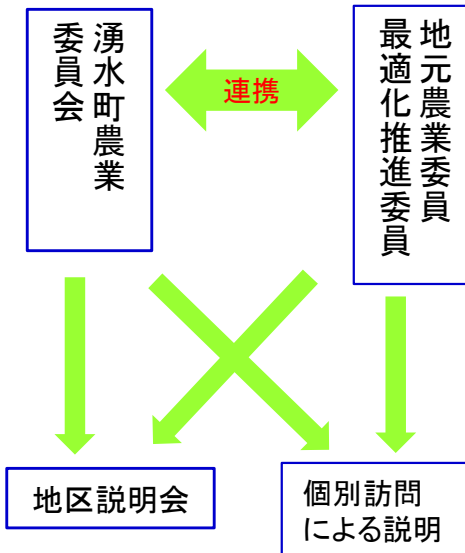
地区の概要

- ・ 湧水町南部の中山間地に位置する28haの畑地帯で、茶や酪農が盛んな地域である。
- ・ 比較的ほ場条件は良いが、担い手が6戸（茶3戸、酪農1戸、野菜1戸、水稻1戸）と少なく、高齢化も進んでいることから、担い手の確保が課題である。

取組の内容

- ① 令和5年3月と8月の2回、地元農業委員、推進委員と一緒に、事業説明会を開催
- ② 地域の説得は、地元農業委員と推進委員が積極的に働きかけ、利用権設定にあたっては、説明会の場を活用して、地図上で耕作者を確認し、バンク法での貸借へ誘導
- ③ これまで農地の貸借に苦労していた若い酪農家が今回の取組で、スムーズに規模拡大を達成
- ④ 農地バンクの活用率が50%を超え地域集積協力金を申請、今後の農業発展に向け活用予定

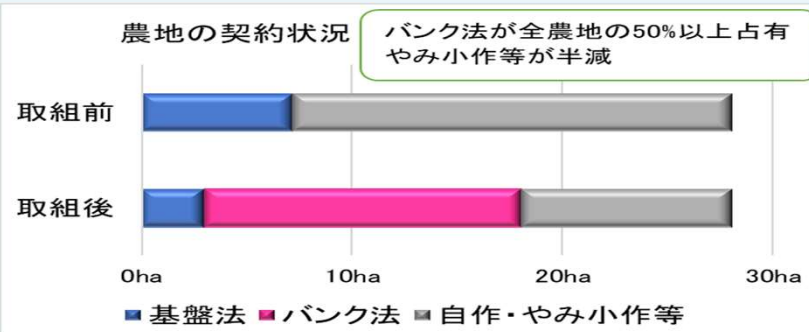
関係機関の取組



地区説明会に欠席した農家への個別訪問で農業委員会事務局と農業委員等が連携

取組の成果

バンク活用後



項目	バンク 活用面積	バンク 活用率	担い手への 集積面積
活用前 (R4)	0ha	0%	0ha
活用後 (R5)	15.0ha	53.6%	14.0ha

そ お し す え よ し ち ょ う い わ さ き
⑤ 曾於市末吉町岩崎地区

遊休農地
解消

県下第1号となる遊休農地解消緊急対策事業を活用し、遊休農地を解消



取組のポイント

- ✓ 市と農地バンクが連携し、遊休農地の迅速な解消につながった。

農地の概要

- ・ 曾於市末吉町岩崎地区の畑地帯の一角に位置する面積2,963㎡の農地。所有者は自作を望んでいたが、体調が戻らず死去。管理もできないまま遊休化してしまった。
- ・ 所有者の親族から耕作の依頼を受けた地区内の担い手は、遊休農地を自身で解消してまで耕作することを躊躇っていた。

取組の内容

- ① 令和5年11月、担い手から遊休農地解消に活用できる事業がないか相談を受けた市は、遊休農地解消緊急対策事業を紹介。事業活用の意向を農地バンクに相談した。
- ② 市は、農地バンクの事業チラシを活用し、事業内容と10年以上の使用貸借で農地バンクへ貸し出す必要があるなど、細部の要件を出し手に説明
- ③ 同月、市と農地バンクが現地調査を実施し、事業要件に合致することを確認
- ④ 市は、解消作業受託者を選定し見積書を徴取。事業限度額以内で解消できることとなった。
- ⑤ 農地バンクは、令和6年2月1日貸付開始期で使用貸借による農地中間管理権を取得(10年間)し、解消作業を開始した。
- ⑥ 同月中に解消作業が完了し、2月29日貸付開始期で担い手へ転貸。今後、飼料作物を栽培する予定である。

関係機関の取組

曾於市農政課

- 出し手・担い手への事業説明
- 担い手との調整
- 作業受託者の選定と見積書の徴取
- 申請手続き

連携
情報共有

農地バンク

- 事業総括
- 現地調査
- 県との調整

取組の成果

事業実施前



事業実施後



活用者の声

出し手: 耕作者が見つかり、畑が荒れる心配がなくなり、感謝している。
担い手: 耕作を頼まれたはいいが、自身で解消費用を負担してまでの耕作を躊躇っていた。この事業で解消してもらい安心して借りることができた。

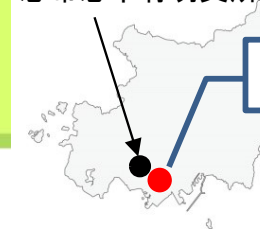
⑥ 志布志市有明町野井倉飯山地区

所有者不明
農地

遊休農地
解消

農業
委員会

志布志市有明支所



野井倉地区

農地法に基づく所有者不明農地制度を活用し、遊休農地を解消へ

取組のポイント

- ✓ 農業委員が地区内の遊休農地解消に向け、借受けを法人に働きかけた。
- ✓ 所有者不明農地制度の活用に向け、県・市・農業委員会・農地バンクが情報を共有しながら取り組んだ。

地区の概要

- ・ 志布志市有明町の南東部に位置する丘陵地帯で、主に茶と飼料作物等が栽培されている。
- ・ 地区内に4筆3,962㎡の遊休農地が存在し、その解消が課題となっていた。
- ・ 遊休農地の隣接地一帯は、農業法人(酪農)が飼料用トウモロコシを栽培している。

取組の内容

- ① 地区農業委員が地区内の農業法人(酪農)へ遊休農地の借受けを打診
- ② 市の調査で登記名義人とその配偶者は死亡し、子供は死亡又は相続放棄していることが判明した。
- ③ 市・農業委員会・農地バンクは、情報を共有しながら農地法に基づく所有者不明農地制度の活用を目指すこととした。
- ④ 令和5年5月、市と農地バンクが現地調査を実施
- ⑤ 農業委員会は、戸籍などから所有者を探索し、令和5年10月、所有者不明である旨を公示。2か月間の公示期間を経て、所有者等からの申出がなかった旨の通知を受けた農地バンクは、令和6年1月、県へ裁定を申請
- ⑥ 農地バンクは、令和6年2月に賃料相当額から解消費用を控除した額を補償金として法人から徴収し、3月に法務局へ供託した。
- ⑦ 令和6年3月31日貸付開始期で知事裁定による利用権が設定され、同法人へ集約された。

関係機関の取組

志布志市農政畜産課

- 登記情報の調査
- 受け手の意向確認と調整
- 申請手続き

農業委員会・農業委員

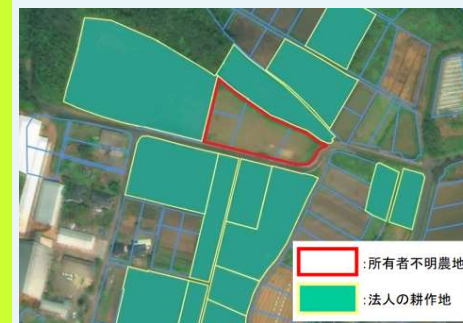
- 受け手との調整
- 農地情報提供
- 所有者に関する探索
- 所有者不明の公示、バンクへの通知

農地バンク

- 県知事への裁定申請
- 補償金の供託

連携
情報共有

取組の成果



にしのおもてしすみよし

7 西之表市住吉地区

市バンク推進員

農業委員会

やみ小作解消

西之表市役所

住吉地区

市バンク推進員と農業委員の連携プレーでやみ小作解消と集積協力金獲得

取組のポイント

- ✓ 基盤整備地区で農地中間管理事業に取り組んでいないところを重点地区に選定
- ✓ 市バンク推進員が1筆ごとに耕作者を調査し、やみ小作の実態を把握
- ✓ 農業委員がバンク法での貸借を推進し、地域集積協力金のメリットを周知

地区の概要

- ・ 西之表市南西部に位置する79haの畑地帯で、さとうきびが基幹作物である。
- ・ 担い手農家が少なく、高齢化も進んでおり、新規就農者の確保が課題となっている。

取組の内容

- 令和4年4月～7月、市バンク推進員が1筆ごとの耕作者調査を実施
- 令和5年1月、事業説明会を開催（農地中間管理事業、地域集積協力金等の説明）
- 令和5年度に地域集積協力金の交付を受け、地域農業の発展に資する有効活用策を検討中
- 今後、さらにやみ小作の解消を進め、担い手への農地集積を促進する計画

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

西之表市農業委員会

- 契約申請手続き
- 農業委員の戸別訪問による貸借契約の推進、マッチング

農林水産課

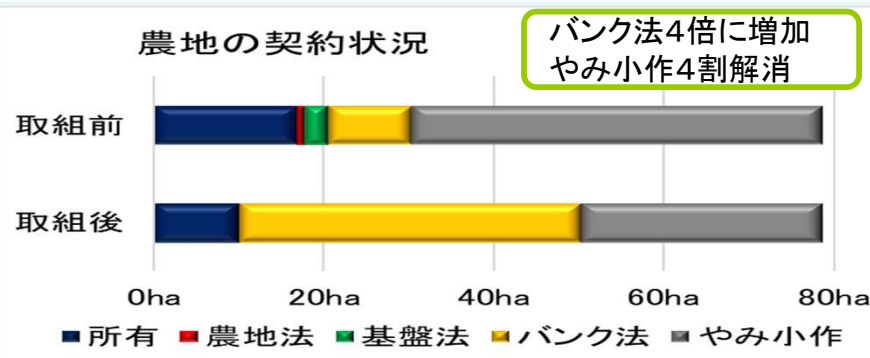
- 地域集積協力金事業の推進

住吉農地集積組合

- 事業への理解促進活動

連携
情報共有

取組の成果



項目	バンク 活用面積	バンク 活用率	担い手への 集積面積
取組前 (R 4)	9.8ha	12.4%	1.9ha
取組後 (R 5)	40.3ha	51.1%	14.8ha

⑧ 熊毛郡南種子町荊永地区

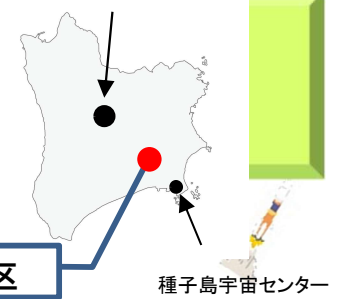
県営基盤
整備事業

農業
委員会

土地
改良区

農地バンクを活用した農地集積を促進し、農家負担なしの基盤整備を実現

南種子町役場



荊永地区

取組のポイント

- ✓ 事業採択初年度に農家負担軽減策である促進費の目標集積率を達成し、計画どおり初期工事農家負担分から促進費の交付を受け、農家負担額ゼロを達成
- ✓ 農業委員会と町土地改良区を中心に、出し手・受け手に対する制度周知及び同意徴取に奔走

地区の概要

- ・ 町南東部に位置する73.8haの水田地帯で、「日本一早いコシヒカリ」を中心に、飼料用稲・飼料用米を基幹とし、園芸その他の作物を組み合わせた営農が展開されている。
- ・ 土地基盤は、明治時代の耕地整理のままで、10a区画、道路幅員狭小、水路は用排兼用で土水路となっているため、将来、担い手が効率的で競争力の高い営農を継続できない状況にある。

取組の内容

- ① 平成30年度に農業競争力強化基盤整備事業農地整備事業(経営体育成型)により区画整理と農家負担軽減のための中心経営体農地集積促進事業に着手した。
- ② 初年度の平成30年度には、農業委員会や町土地改良区を中心に担い手への集積を進め、促進費の目標である55%以上を達成し、令和2年度の工事負担金より助成を受け、農家負担額ゼロを達成した。
- ③ 整備事業と連携した取組により、平成29年度に地域集積協力金の交付を受け、平成30年度からは、農地中間管理事業の重点推進地区に位置付け、更なる集積・集約化を推進している。

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

南種子町総合農政課

- 事業制度の説明
- 営農計画の指導
- 人・農地プラン実質化

農業委員会

- 申請書類受付・契約手続総括
- 農地の出し手・受け手の意向把握・情報提供
- 個別訪問による同意徴取

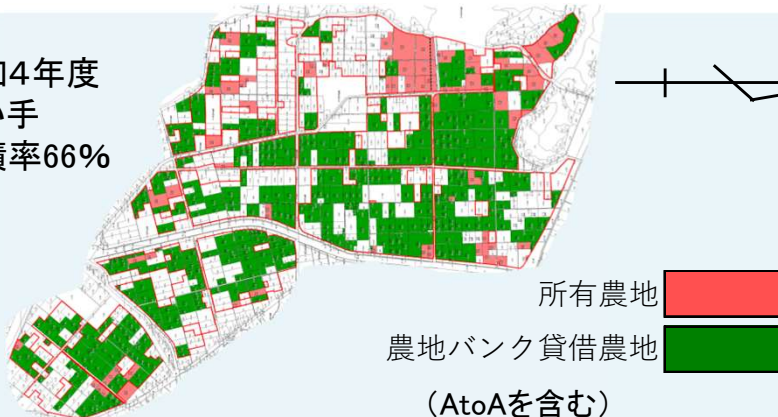
南種子町土地改良区

- 制度の周知・整備事業同意徴取

連携
情報共有

取組の成果

令和4年度
担い手
集積率66%



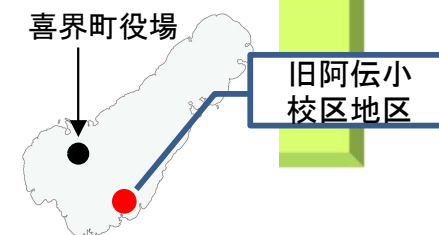
⑨ 大島郡喜界町旧阿伝小校区地区

地域計画

農業
委員会

住民主体で合意形成を図り、県内で最も早く地域計画を策定

喜界町役場



旧阿伝小
校区地区

取組のポイント

- ✓ 実質化した人・農地プランを活用したこと、早い時期(令和4年度中)から準備したことがスムーズな地域計画策定につながった。
- ✓ 国の「地域計画先行モデル地区」に位置付けられ、「協議の場」で徹底した話し合いを行った。
- ✓ 農地地図システム(町独自)の活用により、目標地図が容易に作成できた。

地区の概要

- ・ 喜界町南東部に位置する約120haの畑地帯で、さとうきびが基幹作物として栽培されている。
- ・ 地区の92%は圃場整備済みである。
- ・ 担い手は8名と少ないが、話し合い活動が活発な地域である。
- ・ 地区内の遊休農地は少なく(0.4ha)、ほぼすべての農地が有効に活用されている。

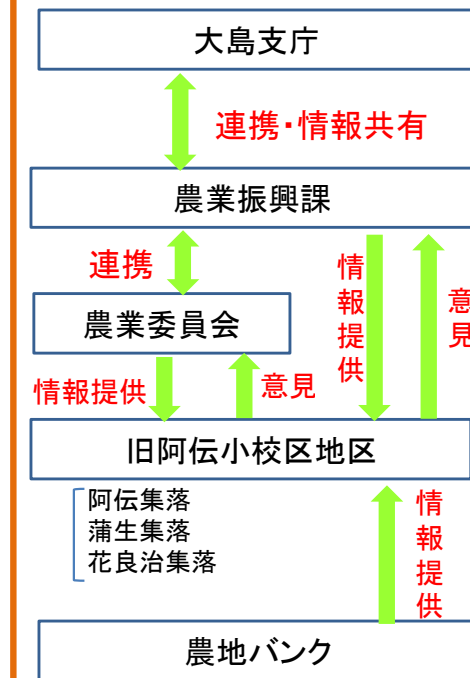
取組の内容

- ① 令和5年2月には、農業委員会と農業振興課が協力し、農地地図システムを活用した目標地図(案)を作成
- ② 令和5年3月の協議の場で出た意見を、目標地図(案)へ反映
- ③ 令和5年5月から、さとうきび作付け調査(一筆調査)を基に現況地図を作製(農業委員会)
- ④ 基本構想を令和5年9月29日に変更
- ⑤ 令和5年10月の協議の場で、地元意見を反映した目標地図(案)を示し、地域計画(案)への意見を集約
- ⑥ 農業委員会、JA、農地バンク等への意見聴取の後、令和6年3月15日に地域計画を公告

工夫した点

- ① 協議の場には、農業振興課、農委事務局のほか、農業委員会会長も全地区に出席した。
- ② 貸借や売買時の混乱を避けるため、他地域の地域計画もすべて同時期に公告を済ませた。

関係機関の取組



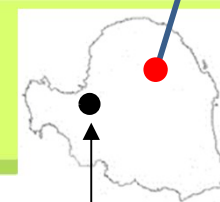
おおしま ぐん よ ろん ちやう な ま
⑩ 大島郡与論町那間地区

県営基盤
整備事業

町バンク
推進員

農業
委員会

町内他地区の先行事例の紹介により農地中間管理事業の理解促進を図る



与論町役場

取組のポイント

- ✓ 那間北・南地区は基盤整備が完了し登記情報が整理されており、契約取得が容易であった。
- ✓ 先行地区の事例を紹介することで、出し手からの信用獲得と事業への理解が進んだ。

地区の概要

- ・ 島の北東部に位置する那間地区ではさとうきびと飼料作物の栽培が多く、一部にさといも・いんげん・施設マンゴーも栽培されている農業の盛んな地区である。
- ・ 1区画当たりの平均面積は、基盤整備済の大きい区画で30a程度、未整備区画では6a前後の農地が半分を占めている。また、第3那間地区では今後基盤整備が予定されている。
- ・ 担い手は畜産を中心に与論町の中では多い地区である。

取組の内容

- ① 令和4年10月の技連会農地部会で、役場耕地課から那間地区の農地集積の課題が提起された。
- ② 令和5年3月に那間公民館において地区役員と検討会を開催し、地域集積協力金の獲得を目標に、農地バンクを活用した農地集積に取り組むことの理解を得た。
- ③ 役場産業課を中心に町内の先行事例を紹介するなど啓発に努め、農家を対象とした事業説明会や契約説明会など計3回開催することで、目標の52haを超える54haの集積が図られた。
- ④ 令和6年1月に地域集積協力金に関する組織が設立され、今後協力金が基盤整備事業の推進に活用されることが期待されている。

関係機関の取組

～地域段階推進チーム～

与論町(産業課)
(耕地課)
(農業委員会)

相談・理解促進

那間地区自治会

推進活動

那間地区の農家

- 先行事例(朝戸地区)の紹介
- 町バンク推進員による訪問活動
- 農業委員・最適化推進委員にも協力要請

取組の成果

那間地区の取り組み実績

	農地バンク 活用面積	集積率
取組前	6.4ha	2.4%
取組後	60.7ha	23.0%

取組前R5.10.1 取組後R6.2.29

与論町全体から見た那間地区の実績(R6.2.29)

大字	那間	朝戸	麦屋	古里	茶花	立長
農地バンク 活用面積(ha)	60.7	17.4	3.0	1.1	0.1	0.0
町全体に占 める割合(%)	73.7	21.1	3.6	1.3	0.1	0.1

那間地区での取り組みにより農地バンク活用面積が大きく増えた



農地中間管理事業活用者(担い手)からの“感謝のメッセージ”

鹿児島県農地バンクでは、「農地バンク事業を活用した農地の集積・集約化の取組計画(令和5年度)」に基づき、事業活用者(担い手)を訪問し、意向把握と事業の更なる活用促進に努めています。担い手の皆様から届いた感謝のメッセージを紹介します。なお、経営品目・活用面積は取材当時の情報です。

【聞き取り項目】

- ① 経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ② 経営農地がある市町村 ③ 農地バンクを利用しての感想
- ④ 集約に対する考え ⑤ 今後の経営の意向 ⑥ 農地制度に対する要望等

鹿児島市

有限会社 坂之上製茶
さかのうえ かつとし
代表取締役 坂之上 勝利さん



坂之上代表取締役
工場事務所前にて

- ① 茶・79ha(3.6ha)
- ② 鹿児島市直木町, 日置市吹上町, 南さつま市金峰町 等
- ③ 賃料の支払いが楽になった, 政策支援を受けられる。
- ④ 工場の稼働を平準化するために, あえて茶園を南から北と分割集約している。
- ⑤ 茶工場の生産能力もあり積極的な規模拡大とはいかないものの, 離農する農家からの引受依頼が多い。
- ⑥ 相続未登記農地や遊休農地の解消が進むことを期待する。

日置市

農事組合法人 田代ビレッジ
ひだか かくいち
代表理事 日高 格一さん

- ① 大豆・26ha, WCS・2.7ha ほか(21.8ha)
- ② 日置市東市来町
- ③ 賃料の支払いが楽になった。
- ④ 集落内の農業者の死亡・離農等による農地の貸借・売買により, かなり集約を進めてきた。
- ⑤ 現状維持で精一杯であるが, 地域農業を支える使命感により, 依頼があれば, 農地を引き受けている。
- ⑥ 相続人多数で未登記の解決等を支援していただきたい。



日高代表理事
トラクターは集落営農関連補助で導入

【聞き取り項目】

- ① 経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ② 経営農地がある市町村 ③ 農地バンクを利用しての感想
④ 集約に対する考え ⑤ 今後の経営の意向 ⑥ 農地制度に対する要望等

南さつま市

有限会社 はし農産
代表取締役 梶 和美さん



梶代表取締役
事務所前にて

- ① 水稻19ha, 大麦15ha, WCS9ha, かんしょ5haほか(37.8ha)
② 南さつま市
③ 賃料の支払いが楽になった。
④ 概ね集約しているが、今後も集約を進める。
⑤ 農地の引き受けを頼まれれば断れない。後継者の見込みも立ったので、規模拡大を進める。
⑥ 相続未登記農地の解消が進むことや物納制度がなくなることを期待する。

南九州市

農事組合法人 どんどんファーム古殿
代表理事 中間 幸敏さん

- ① 水稻4.5ha, WCS15ha, かんしょ11.5ha, 大豆3ha(29.4ha)
② 南九州市
③ 政策支援を受けられる。
④ 不整形で狭い農地もあるが、集約されている。
⑤ 構成員の高齢化も進んでいるが、地域の農地を荒らさないよう、声が掛ければ引き受けていく。
⑥ 畦畔除去だけでも施工可能な、ほ場整備事業が創設されればありがたい。



水溜事務局長(左)と中間代表理事(右)
地域集積協力を活用した食事処
「であえーるどんどん亭」にて

【聞き取り項目】

- ① 経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ② 経営農地がある市町村 ③ 農地バンクを利用しての感想
④ 集約に対する考え ⑤ 今後の経営の意向 ⑥ 農地制度に対する要望等

始良郡
湧水町

さつまドリームファーム
かみずる たつろう
代表 上水流 達郎さん



上水流代表(写真右)
農園にはブルーベリーの甘い香りが広がる

- ① ブルーベリー1.3ha, 水稲0.35ha(0.96ha)
② 湧水町
③ 政策支援が受けられる。
④ ブルーベリーの畑は、農地保有合理化事業を活用し購入
1か所に集約されており、作業効率が高い。
⑤ 現状維持だが、新規品目としてクリやレモンも植える予定
⑥ 農業者が減少する中、担い手に集積, 集約が進むことを期待したい。

肝属郡
錦江町

株式会社 テリーファーム
てらだ ひろと
代表取締役 寺田 洋人さん

- ① 露地野菜, WCS, 水稲合わせて 45ha(15.3ha)
② 錦江町, 南大隅町
③ 賃料の支払いが楽になった。政策支援を受けられる。
④ 狭い農地が多く高低差があり、畦畔除去のみでは限界
⑤ 従業員の雇用維持のため、他品目も作付したい。
⑥ 相続未登記農地の所有権移転や貸借の手続きが簡素化されると良い。



寺田代表取締役
事務所前にて

【聞き取り項目】

- ① 経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ② 経営農地がある市町村 ③ 農地バンクを利用しての感想
④ 集約に対する考え ⑤ 今後の経営の意向 ⑥ 農地制度に対する要望等

曾於市

すえづる農園
すえづる みほ
末鶴 美保さん・ひとみさん



末鶴美保さん(左)とひとみさん(右)
整理整頓された機械倉庫にて

- ① 焼酎用さつまいも16ha, 青果用さつまいも6ha, ダイコン6ha
(14.1ha)
② 曾於市末吉町
③ 政策支援を受けられる。賃料の支払いが楽になり、支払いのトラブル
がなくなった。
④ 近隣耕作者との交換分合でスムーズに集約できた。
⑤ 貸出しの要望があるが、家族経営のため応えられない。
⑥ 過去に農業委員を務め、農地バンク事業を積極的に勧めてきた。

志布志市

株式会社 さかうえ
さかうえ やすひろ
専務取締役 坂上 康博さん

- ① デントコーン185ha, 牧草30ha, ケール9ha, 施設ピーマン6ha
(91.2ha)
② 志布志市
③ 賃料支払いの手間が省け、他の作業ができるようになった。
④ 交換分合や買い入れて56団地に集約できた。
⑤ まとまった農地があれば借り入れて、更に規模拡大したい。
⑥ 畦畔法面の管理を徹底している。農業の社会的地位を上げ、魅力的な
職業として、他産業や他地域から人を呼び込みたい。



坂上専務取締役
会社事務所にて

【聞き取り項目】

- ① 経営品目・面積(うち、バンク活用面積) ② 経営農地がある市町村 ③ 農地バンクを利用しての感想
④ 集約に対する考え ⑤ 今後の経営の意向 ⑥ 農地制度に対する要望等

大島郡
龍郷町

いいだ けいたろう
飯田 圭太郎さん



バジルの生育状況を確認する飯田さん

- ① マンゴー0.3ha, ライチ0.4ha, タンカン0.2ha, 津の輝1ha
バジル0.1ha (1.7ha)
② 龍郷町
③ 安心感がある。
④ まだ集約を進めたい。
⑤ 現状では労力的に厳しいので、労働力を確保したい。
⑥ 筆界未定地の解消と、I・Uターン者へのサポートが欲しい。

大島郡
与論町

はらだ しんいちろう
原田 新一郎さん

- ① 生産牛40頭, サトウキビ7ha (0.8ha)
② 与論町
③ 賃料の支払い時期の融通が効かない点は欠点
④ 小さな島なので無理に集約を進めることは考えていない。
⑤ 後継者も確保済みであり, さとうきびは規模拡大する予定
⑥ ロ約束での貸借は減ってきているが, 農地バンクの推進方法を考えない
といけない。また, 賃料の徴収・支払日の選択肢をもっと増やしてほしい。



原田さんと相棒のトラクター

農地中間管理事業の仕組み



- ・農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。
- ・農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。農地バンクが各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。(ご相談は市町村・農業委員会等の窓口で承ります。)
- ・賃借料は、農地バンクが徴収・支払を行います。(無償(使用貸借)での設定も可能です。)

※「農地バンク」とは・・・
各都道府県に1つ指定された農地中間管理機構の通称です。
農地バンクの業務の一部は、市町村・農業委員会、市町村農業公社に業務委託を行っており、事業推進する行政機関・団体等も含めて「農地バンク」と総称する場合があります。

事業を活用した方々の声

息子はいませんが、農業には興味がないようです。以前から畑を荒らすよりは、借りたい人がいるなら貸したいと考えていました。
そんな時、市役所からこの事業を紹介してもらい、集落の皆で話し合いをして、全体で事業を活用することにしました。地域全体の取組みが実を結び、事業を活用して良かったです。

農地所有者 Y さん
【鹿児島市】

農地といっても人の財産なので、貸してもらうには信用を得ることが大事ですよ。
事業活用前は、農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。
活用後は、役場が手続きの間に入って来て、お互い安心して貸し借りできています。

畜産経営者 U さん
【大崎町】

年々足腰も弱り、畑の管理が負担で大変でした。集落の皆で話し合っって事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。
地域の若手農家が借りて来て、とっても頼もしいです。

農地所有者 A さん
【南九州市】

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがたいです。
借りた農地は、従業員一同、愛情を込めて手入れをしています。

法人経営者 M さん
(露地野菜)
【大崎町】

農地の貸し借りは、法律に基づき手続をしましょう！！

受け継いだ農地、耕作している農地で
こんな農地はありませんか？



- 昔から口約束だけで、貸して（借りて）いる農地
 - 親戚・知人という信頼だけで、貸して（借りて）いる農地
 - 面倒なので、手続なしで貸して（借りて）いる農地 など
- 農地の貸し借りの手続をしていない農地(やみ小作)**



手続をしないで、農地の貸し借りをしていると、
思わぬトラブルに遭遇することがあるわよ

貸している方（所有者）

- 賃料を支払ってもらえないかもしれない。
- 農地をいつ返してくれるかわからない。
- 耕作者が突然耕作をやめるかもしれない。

■所有者・耕作者が亡くなった時、お互いに農地の貸し借りの内容が分からなくなるかもしれない。【貸借の相手、貸借期間、賃料など】

借りている方（耕作者）

- 補助事業や、各種制度の活用、申請に支障が生じるかもしれない。
- 突然、所有者から「農地を返してくれ」と言われるかもしれない。



所有者不明農地でも、貸借の手続はできるよ

農地の貸借の手続をしていない原因として、相続登記がなされていないこと等により所有者が判明しない、あるいは所有者との連絡がつかない場合があります。【所有者不明農地】

所有者不明農地については、相続してから時間が経つほど相続関係者が増えて複雑になることが懸念されるので、まずは、法務局での登記の手続をお願いします。

なお、相続人の全員が判明しない場合でも、農地の貸付が可能な制度がありますので、農地の所在する市町村、農業委員会にご相談ください。



トラブルにあわないために、手続しようね！

●農地の貸し借りは、必ず市町村、農業委員会で手続をしましょう。

- ・公的機関（市町村、農業委員会等）が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。

●手続をする際は、**農地バンク事業**を積極的に活用しましょう。

- ・要件を満たすと機構集積協力金が交付されるほか、機構関連農地整備事業などの関連事業を活用できるメリットがあります。
- ・契約期間が終了すれば、確実に所有者に農地が返ってきます。

農地を相続したら、法務局で早めに登記をしましょう。



農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響が発生したりするなど様々な問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和5年4月から順次、土地所有に関する法律が一部改正になることが法務省より示されています。

- 1 相続登記の申請義務化（令和6年4月1日施行）
- 2 土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設（令和5年4月27日施行）
- 3 住所などの変更登記の申請義務化（令和8年4月までに施行）



法務省ホームページ

【編集後記】

この度、地元の農業者（出し手・受け手）や行政（県・市町村）、農業委員会、土改連、JA、土地改良区などの皆様が尽力され、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化に取り組まれた事例をとりまとめました。

本事例集の作成にあたっては、関係者の皆様に快く取材をお引き受けいただき、また、貴重な参考資料を提供いただきましたことに深く感謝申し上げます。

令和5年4月1日には、改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、農地中間管理事業の仕組みも大きく変わりました。

市町村は、令和7年3月末までに目標地図に基づく「地域計画」を定め、農地の権利移動は基本的に当該地域計画に基づき実施されることになります。

この事例集が、県内各地域での取り組みの参考として活用され、皆様方の事業推進の一助となれば幸いです。

令和6年3月発行

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社農地部
(鹿児島県農地バンク)

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町4番3号

☎ 099-223-0223(農地部直通) FAX 099-227-9412

E-mail nouchi@kagoshima-kousya.jp